

保育所・こども園で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

国の方針等を踏まえて、本市の保育所・こども園（以下、「保育園等」といいます。）において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応方針をお知らせします。

1 園児が感染した場合について

- ① 感染した園児が、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合には、当該保育園等を臨時休園します（臨時休園の規模や期間は保健所と協議のうえ、必要最小限の範囲で決定します。）
- ② 感染した園児が、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登園していた場合には、原則、当該保育園等の一部又は全部について臨時休園します。ただし、現時点の知見の下では、一律に臨時休園が必要と言えない可能性もあるため、その必要性について個別の事案ごとに保健所と協議し、判断します。

2 園児が濃厚接触者に特定された場合について

園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、登園を避けるようお願いいたします。
この場合の登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間となります。
（濃厚接触者は患者ではありませんので、そのご家族には特段の制約はありません）

3 発熱等の症状がある園児の登園回避について

感染拡大の防止のため、できる限りの健康状態の確認（検温など）をお願いいたします。また、体調不良の場合は速やかに園にご連絡をお願いいたします。

なお、発熱や咳などの呼吸器症状が見られるときは、登園できません。

4 保育園等の職員における対応について

保育園等の職員が感染者となった場合は上記1と同様に取扱い、濃厚接触者に特定された場合は上記2と同様に取扱います。また、発熱等の症状がある場合については、上記3と同様です。

5 基礎疾患のある園児について

基礎疾患のある園児については、主治医に相談のうえ、その指示に従ってください。
なお、日々の体調の変化に注意するとともに、登園の際は、検温など健康観察の徹底をお願いいたします。

6 偏見や差別の防止について

新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見や差別は決して許されることではありません。
正確な情報収集と適切な知識をもって対応してください。

7 感染者がいない保育園等も含む臨時休園について

地域全体で感染を抑えることを目的に、公衆衛生対策として感染者が発生していない保育園等でも臨時休園を行うことがあります。

8 新型コロナウイルスに関する相談先

姫路市新型コロナウイルス感染症相談窓口

開設時間 8：35～21：00（開設時間外は音声ガイダンスにより対応します）

電話番号 079-289-0055 ファクス 079-289-0099

【おことわり】臨時休園の決定や期間は、急なご案内になることがあります。

- 本内容は、今後の状況により変更となる場合があります。
- 保育園等における新型コロナウイルス感染症対応についての最新情報は、厚生労働省ホームページ「保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報」に掲載されています。

引き続き、ご家庭での保育が可能な場合は、無理のない範囲で、家庭保育のご協力をお願いいたします。
（育休中や求職中等であっても、ご希望により通常どおりご利用いただけます）